

旭市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和4年1月31日

旭市監査委員	木	村	哲	三
旭市監査委員	堀	江	通	洋
旭市監査委員	向	後	悦	世

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：令和３年度定期監査

措置を講じた部署	教育総務課	
監査結果提出日	令和３年１２月２８日	
措置通知日	令和４年１月２６日	
監査結果の内容（委員意見）		措置の内容
(１)『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』に教科書選定情報の開示を努めるよう定められているにもかかわらず、現状は開示請求が必要となっている。法律の趣旨に沿い、手続きなしで最初から市民へ開示できるよう対応してください。		(１) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条第４項の規定に基づき、銚子市、旭市、匝瑳市の教育委員会による海匝採択地区協議会で、本地区内の市立の小中学校及び特別支援学級使用教科図書の選定を行っています。現在、海匝採択地区協議会では、開示請求に基づき教科書選定情報を開示する方法をとっています。また、選定された教科書については、千葉県教育委員会のホームページで公表しているところです。今後の協議会において、市のホームページでの公表について協議していきます。

旭市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表
します。

令和4年5月10日

旭市監査委員	木	村	哲	三
旭市監査委員	堀	江	通	洋
旭市監査委員	向	後	悦	世

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：令和３年度定期監査

措置を講じた部署	建設課	
監査結果提出日	令和４年３月１１日	
措置通知日	令和４年５月１０日	
監査結果の内容（委員意見）		措置の内容
（１）事務、事業の執行管理について改善の余地があると思われるので、以下の通り検討願います。 小中学校から提出されている危険箇所について対策を明示し、実施スケジュールを作成すること。…（ａ） 小中学校の通学路の安全について、路線を抽出して歩道を整備した場合の事業費の試算を行うこと。…（ｂ） 中央小学校周辺の冠水対策について、整備計画のスケジュールを作成すること。…（ｃ）		（１） （ａ）令和３年度緊急合同点検で要対策箇所とされた危険箇所について、区画線の設置により安全対策を図るものについては令和４年９月末を目途に施工します。 その他の防護柵等による対策は、緊急性の高いものから順次施工します。 （ｂ）県立旭農業高校南西交差点から旭中央病院南側付近までの区間につき事業費を試算すると、全体事業費（用地補償費、防球ネット移設工事費、歩道設置工事費等）は、約２．９億円の見込みです。 （ｃ）令和２年度は基本設計、令和３年度は測量を実施しました。令和４年度は詳細設計を実施します。 詳細設計の結果により算出される全体事業費を踏まえ、整備スケジュールを策定します。